

ユニフォーム規程改正

加筆 _____ 修正 ; _____ 削除 ; _____

現行	改正案	備考
<p>(中略)</p> <p>第2条〔ユニフォーム〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ及びストッキングの3点を総称したものをいう。ただし、本規程第5条及び第9条においては上記に加えてGKキャップ、GKグローブ及びキャプテンアームバンドを含むものとする。 2. 前項に定めた以外のものについては、それぞれの競技規則及び大会要項によるものとする。 <p>(中略)</p>	<p>(中略)</p> <p>第2条〔ユニフォーム〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本規程においてユニフォームとは、シャツ、ショーツ及びソックスの3点を総称したものをいう。ただし、本規程第5条及び第9条においては上記に加えてGKキャップ、GKグローブ及びキャプテンアームバンドを含むものとする。 2. 前項に定めた以外のものについては、それぞれの競技規則及び大会要項によるものとする。 <p>(中略)</p>	<p>競技規則に揃え、ストッキングからソックスへ修正</p>
<p>第4条〔ユニフォームの色彩〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユニフォームのうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。 2. シャツの前面と背面の主たる色彩は同じでなければならない。ショーツ及びストッキングの前面と背面の色彩は同じでなければならない。 3. チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。 4. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。 5. 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びストッキングのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。 	<p>第4条〔ユニフォームの色彩〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ユニフォームのうちシャツの色彩は、審判員が通常着用する黒色と明確に判別し得るものでなければならない。 2. シャツの前面と背面の主たる色彩は同じでなければならない。ショーツ及びソックスの前面と背面の色彩は同じでなければならない。 3. チームは、公式競技会の試合会場に正・副2組のユニフォームを持参しなければならない。 4. 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。 5. 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。 	<p>競技規則に揃え、ストッキングからソックスへ修正</p>
<p>第5条〔ユニフォームへの表示〕</p> <p>ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章(チーム名、チームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名</p>	<p>第5条〔ユニフォームへの表示〕</p> <p>ユニフォームに表示できるものは、チーム識別標章(チーム名、チームエンブレムもしくはその両方)、選手番号、ホームタウン名</p>	<p>競技規則に揃え、ストッキングからソックスへ修正</p>

又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章（製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク）とする。

(1) チーム識別標章

シャツには、チーム識別標章を必ず表示しなければならない。シャツ以外へのチーム識別標章の表示は任意とする。チーム識別標章を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。

①シャツ（必須）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所： 前面

サイズ： 300cm²以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所： 胸

サイズ： 100cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。

②ショーツ（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所： 左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ： 12 cm²(縦2 cm) 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所： 左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ： 50cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。ただし、ショーツの左右どちらか同じ側に表示するものとする。

③ストッキング（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所： 左右に一ヶ所ずつ

サイズ： 12 cm²(縦2 cm) 以下

又は活動地域名、選手名、広告及び製造メーカー識別標章（製造メーカー名もしくは製造メーカーロゴマーク）とする。

(1) チーム識別標章

シャツには、チーム識別標章を必ず表示しなければならない。シャツ以外へのチーム識別標章の表示は任意とする。チーム識別標章を付する場所及びサイズは、次のとおりとする。

①シャツ（必須）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所： 前面

サイズ： 300cm²以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所： 胸

サイズ： 100cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。

②ショーツ（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所： 左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ： 12 cm²(縦2 cm) 以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合

場 所： 左右どちらかの前面に一ヶ所

サイズ： 50cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができる。ただし、ショーツの左右どちらか同じ側に表示するものとする。

③ソックス（任意）

ア. 場所、サイズ

(ア) チーム名を表示する場合

場 所： 左右に一ヶ所ずつ

サイズ： 12 cm²(縦2 cm) 以下

競技規則に揃え、ストッキングからソックスへ修正

(イ) チームエンブレムを表示する場合
場 所： 左右に一ヶ所ずつ
サイズ： 50cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

(中略)

③ ストッキング

ア. 任意の場所

表示できるもの： 製造メーカー名又はロゴマーク
場 所： (a)左右一ヶ所ずつ、又は(b)左右二ヶ所ずつ

サイズ： (a)各 20cm²以下、(b)各 10cm²以下

イ. 上端

表示できるもの： ロゴマーク

サイズ： 幅 5 cm以下

形 状： 以下のいずれか

(ア) 単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置(各
ロゴマーク間の距離は最大 2 cmと
する)

II. 帯状のロゴマーク

(中略)

第7条〔広告の掲示(2)－広告の様式〕

前条に基づく広告の様式は、次の条件によるものとする。

- (1) 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。
- (2) 広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。
- (3) 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。

①シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に 300cm²以下

②シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に 200cm²以下

(イ) チームエンブレムを表示する場合
場 所： 左右に一ヶ所ずつ
サイズ： 50cm²以下

イ. 併置

チーム名とチームエンブレムは併置することができない。

(中略)

③ ソックス

ア. 任意の場所

表示できるもの： 製造メーカー名又はロゴマーク
場 所： (a)左右一ヶ所ずつ、又は(b)左右二ヶ所ずつ

サイズ： (a)各 20cm²以下、(b)各 10cm²以下

イ. 上端

表示できるもの： ロゴマーク

サイズ： 幅 5 cm以下

形 状： 以下のいずれか

(ア) 単独のロゴマークを一ヶ所のみ配置

(イ) I. 同一のロゴマークを連続的に配置(各
ロゴマーク間の距離は最大 2 cmと
する)

II. 帯状のロゴマーク

(中略)

第7条〔広告の掲示(2)－広告の様式〕

前条に基づく広告の様式は、次の条件によるものとする。

- (1) 広告は、極端にユニフォームから突出してはならず、危険性のない適切な素材でなければならない。
- (2) 広告の掲示は一ヶ所につき、一社のみとする。
- (3) 広告を掲示できる場所及びサイズは次のとおりとする。

①シャツ前面： 選手番号の上部又は下部に 300cm²以下

②シャツ背面： 選手番号の上部又は下部に 200cm²以下

競技規則に揃え、ストッキングからソックスへ修正

- ③シャツ左袖： 50cm²以下
- ④ショーツ前面左： 80cm²以下

(中略)

〔改正〕

2012年 4月12日
 2013年 2月 7日
 2013年12月19日 (2014年4月1日施行)
 2015年 7月16日 (2016年4月1日施行)

〔別紙〕

図2 <製造メーカー識別標章(製造メーカー名/ロゴマーク)の表示>

(本規程 第5条 (6) ①のイ、②のイ、③のイ)

※(ア)又は(イ)の形状のロゴマークを、シャツの肩又は脇又は袖口、ショーツの腰脇又は裾、ストッキングの上端に表示することができる。

※幅は、シャツ(肩又は脇又は袖口)及びショーツ(腰脇又は裾)の場合8cm以下、ストッキング(上端)の場合5cm以下

図3 <広告の掲示(場所及びサイズ)>

(本規程 第7条)



※広告の掲示は上記の四ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。

- ③シャツ背面裾：裾に150cm²以下
- ④シャツ左袖： 50cm²以下
- ⑤ショーツ前面左： 80cm²以下

(中略)

〔改正〕

2012年 4月12日
 2013年 2月 7日
 2013年12月19日 (2014年4月1日施行)
 2015年 7月16日 (2016年4月1日施行)
2016年11月10日 (2017年2月1日施行)

〔別紙〕

図2 <製造メーカー識別標章(製造メーカー名/ロゴマーク)の表示>

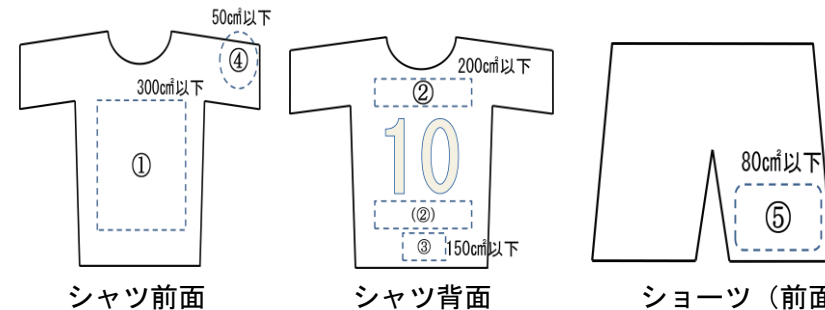
(本規程 第5条 (6) ①のイ、②のイ、③のイ)

※(ア)又は(イ)の形状のロゴマークを、シャツの肩又は脇又は袖口、ショーツの腰脇又は裾、ソックスの上端に表示することができる。

※幅は、シャツ(肩又は脇又は袖口)及びショーツ(腰脇又は裾)の場合8cm以下、ソックス(上端)の場合5cm以下

図3 <広告の掲示(場所及びサイズ)>

(本規程 第7条)



※広告の掲示は上記の五ヶ所に限り、これ以外の場所の広告掲示は認められない。

シャツ背面裾への広告掲示を追加

競技規則に揃え、ストッキングからソックスへ修正